

ピアホームだより

2019. 2.10

障害者虐待防止研修から

当所では、無縁と思っていた障害者の虐待事案ですが、障害者リハビリ施設を運営する当事者として現状把握が必要と思い重い腰を上げて研修を受けてきました。

研修の内容は素晴らしく、障害者の支援の在り方を深く考えさせられるものでしたので、自分なりにまとめて記録しておこうと思います。

虐待・権利擁護に関する法の経緯

平成 12 年 児童虐待防止の法律

平成 13 年 DV法

平成 17 年 高齢者虐待防止

平成 23 年 障害者虐待防止

平成 24 年 都道府県で「障害者権利擁護センター」、市町村で「市町村虐待防止センター」設置

障害者虐待防止法の概要

目的 虐待は尊厳を害する——、自立及び

社会参加に重要——、

定義

1 障害とは、身体・知的・精神の障害がある者

2 障害者虐待とは

- ① 養護者による
- ② 福祉施設従事者等による
- ③ 使用者による

3 虐待の種類

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放置
- ⑤ 経済的虐待

虐待防止施策

1 虐待してはならない旨の規定、国などの責務規定、早期発見の努力義務規定

2 通報義務—不利益取り扱いの禁止
とりあえず市町村へ通報

当施設(障害者福祉)の責務

- ① 早期発見
- ② 国及び地方公共団体の施策に協力
虐待防止措置の責務
—従事者などの研修、苦情処理体制の措置

虐待防止に向けた基本的視点

ア 未然に防ぐ積極的アプローチ

イ 早期発見・早期対応

ウ 障害者の安全確保を優先する

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

オ 関係機関の連携・協力

障がい者虐待の判断のポイント

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズとは異なる場合がある

エ 虐待の判断はチームで行う

都の取組

1 ハートシティ東京—障害者理解促進のためのサイト

2 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

- ① 「合理的配慮の提供」を義務化
- ② 紛争解決の仕組みを整備
- ③ 広域支援相談員を設置

今回は、行政からの動きを取り上げましたが、次回も引き続き記していきます。

今月の予定

< 1月 17 日 > Yさんのケア会議

